

# 通所介護利用契約書

(重要事項説明書添付)

みゆき荘デイサービスセンター

# 通所介護利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「契約者」という。）と 西ノ島福祉会 理事長 真野文男（以下「事業者」という。）は、契約者が、みゆき荘デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、提供される通所介護サービスについて、次ぎのとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## （契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援する事を目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、契約者と事業者双方協議のうえで別途定める『サービス利用書』に定めるとおりにします。

## （契約期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約日終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし以後も同様とします。

## （通所介護計画の決定・変更）

- 第3条 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画書を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者にかかわる居宅サービス計画書が作成されていない場合でも通所介護計画書の作成を行います。その場合に事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及び、その御家族などの要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族などと協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

## （介護保険給付対象サービス）

- 第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対

して、日常生活上のお世話及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

- 第5条 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービス及び自立者に対する通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
  - 3 事業者は第1項に定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者の御家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

- 第6条 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割)を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い))
- 2 第5条に定めるサービスに付いては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業所に支払うものとします。
  - 3 前項の他、契約者は食材料費等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
  - 4 契約者は、全各項に定めるサービス利用料金をサービス利用月の翌月末までに支払うものとします。

(利用日の中止・変更・追加)

- 第7条 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません
  - 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、ほかの利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

- 第8条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に他定めるサービス利用料金については経済状況

の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

#### (事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあつて、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医と連携し、契約者から聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うなどの措置を講じるものとします

#### (守秘義務など)

第10条 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその御家族などに関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、この契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得たうえで、契約者又は解約者の御家族などの個人情報を用いることができるものとします。

#### (契約者の施設利用上の注意義務等)

第11条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況などにより特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその御家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### (損害賠償責任)

第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき

事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。但し、損害賠償額については、事業者加入内とします。

(損害賠償がなされない場合)

第 13 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを起因としない事由にもつぱら起因した損害が発生した場合
- ④ 契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 14 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 15 条 契約者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 契約者が死亡した場合
  - ② 事業者が解散命令を受けた場合、又はやむを得ない事由で事業所を閉鎖した場合
  - ③ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
  - ⑤ 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約、又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第 16 条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場

合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、次の各号に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - ① 第8条第3項により本契約を解約する場合
  - ② 契約者が入院した場合
  - ③ 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

（契約者からの契約解除）

第17条 契約者は、事業所もしくはサービス従事者が次の号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用などを傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（事業者からの契約解除）

第18条 事業者は、契約者が次の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（精算）

第19条 第15条第1項第二号から第五号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

（苦情処理）

第20条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 21 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとしします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業所が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとしします。

平成 年 月 日

事業者	事業所名	みゆき荘デイサービスセンター
	事業所住所	隠岐郡西ノ島町大字美田 3078-19
	代表者	西ノ島福社会 理事長 真野文男

契約者	住 所	隠岐郡西ノ島町大字
	氏 名	印

# 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています  
(島根県指定 第0000000000号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

\* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

1 事業者名	西ノ島福社会
2 所在地	隠岐郡西ノ島町大字美田 3078-19
3 電話番号	08514-6-0150
4 代表者名	理事長 真野 文男

## 2. 事業所の概要

1 事業所種類	指定通所介護事業所
2 事業目的	通所介護
3 事業所名称	みゆき荘デイサービスセンター
4 所在地	隠岐郡西ノ島町大字美田 3078-19
5 電話番号	08514-6-0150
6 管理者氏名	所長 間 康 信
7 運営方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に合った通所介護に努めます ② サービスの提供に当たっては、関係町村、居宅介護支援事業所、その他地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図りながら、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に行います。 特に、認知症の利用者に対して、必要に応じ、その特性に対しサービスの提供ができる体制を整えます ③ 提供した指定通所介護サービスについては、常にその質の評価を行い、改善を図ります
8 利用人員	25人

### 3.事業実施地域及び営業時間

- 1 通常の事業の実施地域 西ノ島町
- 2 営業日及び営業時間 この事業は、年中無休、毎日営業日とし、営業時間を午前9時から午後4時までとする。ただし、デイサービスの提供については、施設及び設備の損壊・故障、気象現象、その他、特別な事由がある場合はこの限りでない。

営業日	365日（年中無休）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時00分

### 4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕

職種	員数	専従及び兼務区分
管理者	1名	常勤で兼務
主任生活相談員	1名	常勤で専従
相談係長	1名	常勤で兼務
介護職員	3名	常勤で専従（定員が15名を超える場合には定員5名又はその端数を増すごとに介護職員を1名増加）
介護職員兼運転手	2名	常勤で2名専従
看護職員	1名	常勤で1名専従、1名兼務で機能訓練指導員と兼務
事務員		常勤で兼務
機能訓練指導員	1名	非常勤で専従
パート介護職員	3名	専従
調理員	2名	常勤で1名専従、1名兼務

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。  
当事業所が提供するサービスについて、次の場合があります。

- |                         |
|-------------------------|
| ① 利用料金が介護保険から給付される場合    |
| ② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

### 1 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 食事（但し、食材料費として390円別途いただきます。）
- ② 入浴（寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。）
- ③ 排泄介助
- ④ 機能訓練

〈サービス利用料金（一回あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なり、サービス内容によって加算があります。）

《介護報酬》（基本料金）

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要 支 援 5,090 円	要介護1・2 6,410 円	要介護3～5 9,300 円
2. 介護保険から給付される金額	4,581 円	5,769 円	8,370 円
3. 自己負担額 (1-2)	509 円	641 円	930 円

《加算》（利用するサービスによって加算）

1. 加 算 料 金	食事提供体制加算	機能訓練体制	送迎加算（片道）	入浴介助加算	特別入浴介助加算
	390 円	270 円	470 円	440 円	650 円
2. 介護保険から給付される金額	351 円	243 円	423 円	396 円	585 円
3. 自己負担額 (1-2)	39 円	27 円	47 円	44 円	65 円

☆ ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事に材料に係る費用は別途いただきます。（上記1①参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## 2 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記 1 の料金・費用は、サービス利用月の翌月までにお支払い下さい。

## 3 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、食材料費等の料金をいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対し、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提供して協議します。

## 6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）

【職名】 生活相談員 尾崎 正行

- 受付時間

365日 24時間

## 7. 事故発生時の対応について

事故発生時の対応マニュアルにより対処いたします。

平成 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

みゆき荘デイサービスセンター

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 隠岐郡西ノ島町大字

氏名

印